



### 感染予防を続けましょう！

春は入学、入社など新しい環境になる方が多い季節です。新しい環境でも、「マスクの着用」を始め、「手洗い・咳エチケット」や「3密（密集・密接・密閉）の回避」など、基本的な感染対策を続けていきましょう。

#### ●基本的な感染対策

- ・手洗いは感染症対策の基本です。帰宅後、飲食前、トイレの後などせっけんを用いて指先、指の間、手の甲、手首まで30秒かけてしっかり洗いましょう。
- ・マスクは皮膚と隙間を作らず、鼻と口をしっかりと覆うように着用しましょう。咳やくしゃみをする際は、口を覆うなど咳エチケットを行ってください。
- ・こまめに換気をしましょう。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）は空けましょう。
- ・3密（密集、密接、密閉）を避けましょう。
- ・日頃からバランスの良い食事や十分な睡眠、適度な運動を心掛け、免疫力を高めましょう。
- ・共用部分の消毒を心掛けましょう（消毒用アルコールを噴霧して布で塗り広げるなど）。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

### 町民の皆さんへのお願い

感染症への恐怖心や不安感から、感染者やその家族、医療機関、医療従事者等に対しての人権侵害、風評被害の事例が全国で確認されています。

誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷、個人の特定や勝手な個人情報公開、不確かな情報の発信は慎み、思いやりのある冷静な行動に町民の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

### 町営グラウンドの使用について

令和元年東日本台風による被災家屋の解体瓦礫仮置場として使用されていた町営中央グラウンド及び宮川グラウンドは、久慈川緊急治水対策プロジェクトにおける河川から掘削した土の仮置場となるため、引き続き使用することができません。皆さんの御理解と御協力をお願いします。

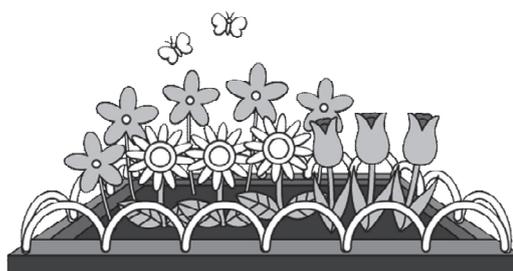
問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当  
TEL 72-1148

### 新型コロナワクチン接種の クーポン券送付について

町では、現在、新型コロナワクチン接種の準備を進めています。クラスター対策のため、高齢者施設入所者及び従事者への優先的な接種を予定しています。

65歳以上の方へのクーポン券の発送は4月16日を予定しています。町外の高齢者施設に入所している方で、早めにクーポン券の受取を希望する方は、4月12日以降に発送できませんので、大子町コールセンターまで御連絡ください。

問合せ  
大子町コールセンター（保健センター内）  
TEL 76-8076



## 補助金等の電話勧誘に関する注意のお知らせ

最近、次のような電話がかかってきたという相談が入っています。

- ・「町からの委託を受けて新型コロナウイルス感染症関連の補助金等の申請サポートを行っている。」
- ・「新型コロナウイルス感染症関連事業の内容の説明のためにそちらへ訪問したいので都合をつけてほしい。」
- ・「市町村からの委託を受けて新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援のための各種補助金の申請サポートや補助金の申請代行を行っている事業者である。」

現在、大子町では、町独自の各種補助金の申請サポートや補助金事業について、事業主に対する個別の説明やあっせん等はありません。また、補助金申請のためのサポート業務等について、民間企業に委託している事実もありません。

町民の皆さんには、大子町から事業者向け新型コロナウイルス感染症関連補助金のあっせん等について電話が直接又は間接的にかかることはありませんので、御注意ください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、令和3年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します。

### ●特殊詐欺対策電話機等とは

自動応答録音装置などの特殊詐欺等への対策機能がついた電話機又は固定電話機に接続する周辺機器です。

### ●対象者

次の要件を全て満たす方又はその方の属する世帯の世帯員が対象です。

- ・大子町に居住し、かつ大子町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ・特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- ・世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- ・世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。

### ●補助金額

購入費用の2分の1以内の額（上限5,000円）100円未満切り捨て

※令和3年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等が補助の対象です。

申請方法など、詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## 【気になる！原子力講座 vol.7】 「コロナ禍での原子力災害時における避難」

原子力発電施設における重大事故等により原子力災害が発生した場合、対象地区（盛金、北富田地区）にお住まいの皆さんは、事態の進展により避難をすることとなります。その場合、町が開設する避難所では、避難者が集中することで3密（密閉・密集・密接）となり、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まります。そのため、UPZ外に位置する親戚や知人宅へ避難する分散避難をすることも、放射線から身を守り、かつ、新型コロナウイルスの感染を防ぐ行動として効果的です。

有事に備えて、平時から避難先などの調整や確認をしておきましょう。

※UPZとは…原子力発電施設からおおむね5km～30km圏内のこと

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114

## 各種住宅助成金制度

各種住宅助成制度を拡充しましたので御案内します。子育て世帯住宅建設助成金は、新たに建設後1年以内の新築住宅の購入が対象になりました。住宅リフォーム助成金は、新たに賃貸住宅の機能向上のためのリフォームが対象になりました。

### ●子育て世帯住宅建設助成金【拡充】

- ▽助成要件 18歳以下の児童がいる世帯で、町内に自ら居住するための新築住宅を建設又は購入すること。ただし、購入の場合は建設後1年以内の新築住宅に限る。
- ▽助成金額 建設の場合：床面積1㎡につき20,000円（限度額2,000,000円）  
購入の場合：床面積1㎡につき15,000円（限度額1,500,000円）

### ●木造住宅建設助成金

- ▽助成要件 茨城県産材の木材を2分の1以上使用して、町内に自ら居住するための新築住宅を建設すること。
- ▽助成金額 床面積1㎡につき10,000円（限度額1,000,000円）

### ●住宅リフォーム助成金【拡充】

- ▽助成要件 工事費用が20万円（税込み）以上で、町内に自ら居住するための住宅を増築・リフォームすること又は賃貸住宅の所有者が町内に自ら所有する賃貸住宅の機能向上をするためにリフォームすること。
- ▽助成金額 工事費用（税込み）の1/4（限度額500,000円）

### ●空き家バンクリフォーム助成金

- ▽助成要件 工事費用が20万円（税込み）以上で、空き家バンクへ登録した物件を空き家入居者又は空き家所有者が増築・リフォームすること。
- ▽助成金額 工事費用（税込み）の1/2  
（限度額 空き家入居者：700,000円 空き家所有者：500,000円）

### ●注意事項

- ・助成金の申請書は、必ず工事着工前に提出してください。
- ・町内業者による工事分が助成対象です。
- ・リフォームの場合は、工事前の写真を忘れずに撮影してください。
- ・空き家バンクリフォーム助成金の対象物件は、空き家バンクへの登録が必要です。

問合せ 建設課 Tel 72-2611

## 遊休農地等に植栽を行う団体等への助成金

町内にある遊休農地等に、所有者等から承諾を受け、地域住民が主体となって行う次の取組に対して、10万円を限度として助成金を交付します。

- ・取組1 不特定多数の人が鑑賞できる景観整備を目的とし、花の苗又は種を植栽する。
- ・取組2 販売を目的とし、花木又は果樹の苗を植栽する。
- ・取組3 特用林産物（漆、楮等）を植栽する。

### ●助成内容

苗、種、肥料、資材代：実費 灌木等の刈り払い：5万円/10アール  
草等の刈り払い：3万円/10アール 事業推進費：5,000円（定額）  
活動費：500円（1人当たり定額）

※「取組1」については次年度も継続できるものとし、継続の場合は上限5万円となります。

### ●要件

- ・所有者から同意を受けた遊休農地等で事業を行う団体等であること（個人での「取組1」の実施の場合、区長からの推薦書が必要）。
- ・事業実施後、継続的に管理を行うこと。
- ・1年度当たり同時に実施できるのは5工区までとし、1工区当たりの面積は約20アールまでとする。

### ●申請方法

所定の申請書がありますので、農林課で申請の手続きをしてください。

問合せ 農林課農政担当 Tel 72-1128

## 大子町創業支援補助金

町内における創業を促進し、地域活性化と雇用の創出を図るため、町内で個人事業主又は法人の代表者として創業又は事業承継後新たな取組を行う第二創業をする方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ●対象者

町内で創業等をする個人又は法人で、次に掲げる要件を全て満たす方

- ・補助金の申請年度内に創業を行う方又は申請時において創業等の日から5年を経過しない方
- ・法人の場合は、事業完了までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。ただし、第二創業の場合は、申請時に町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

※ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、補助対象外となります。

- ・納期が到来している町税等に未納があるとき。
- ・フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行い、又は行おうとするとき。
- ・仮設又は臨時の事業所等その設置が恒常的でない事業所等で事業を行い、又は行おうとするとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有するとき。
- ・その他町長が適当でないと認めるとき。

### ●補助率及び補助額

区分	補助率	上限額
創業及び第二創業	1 / 2 以内	25万円
創業のうち特定創業支援事業の支援を受けた証明を有する場合	1 / 2 以内	50万円

※創業後に交付申請する場合は、申請後に発生した経費が対象となります。

その他、対象事業や対象経費など、詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## 地域人材育成事業補助金

未就職者を正規雇用し、地域ニーズに応じた人材を育成する企業に対し、これに要する経費について補助金を交付します。

### ●対象者

- (1) 新規雇用者数が1人以上であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 次の対象業種のいずれかに該当すること。

- ①製造の事業 ②ソフトウェア業 ③旅館業（下宿営業を除く。） ④医療・福祉業
- ⑤教育・学習支援業 ⑥農業・林業 ⑦建築・土木・設備工事業 ⑧造園業
- ⑨道路旅客・貨物運送業 ⑩卸売・小売業 ⑪自動車販売・整備業 ⑫廃棄物処理・衛生の事業
- ⑬飲食サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。） ⑭その他町長が特に必要と認める業種

### ●対象経費

人材育成に係る研修費とする。

Off-JT（研修機関）：入学料・授業料、教材費、研修機関に通う交通費等

Off-JT（事業所内）：外部講師謝金・旅費、研修に必要な資材等

OJT：既存従業員が指導にあたる間の賃金、使用する資材等

### ●金額等

- (1) 補助金の額は、新規雇用者1人につき年額15万円とする。  
ただし、一の企業において200万円を限度とする。

- (2) 補助金の交付は、新規雇用者1人につき1回限りとする。

### ●手続

- (1) 正規雇用した日から起算して30日以内に町に登録申込みをします。

- (2) 正規雇用した日から11月を経過した日から起算して30日以内に町に申請します。

- (3) 事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは町に実績報告をします。

- (4) 実績報告後、町から補助金が交付されます。

※関係書類は、町ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## 商店街空き店舗等活用支援事業補助金

町の商店街の活性化を図るため、空き店舗等を活用して商店街のにぎわい創出及び振興に資する活動を行う方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

### ●補助対象者 ※以下の全てに該当する方

- (1) 商店街の空き店舗等を取得し、又は賃借している方で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者として開業しようとし、若しくは開業している方又は商店街の振興に資する活動を行っている町長が認める団体
  - (2) 補助金の交付を受けたことがない方。ただし、町長が商店街の振興に寄与すると認めた場合はこの限りではない。
  - (3) 市町村民税を滞納していない方
- ※政治活動及び宗教活動を行う方については、補助対象としない。

### ●補助対象事業

町の商業環境の向上に資すると認められる事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小売業、サービス業その他これらに類する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当であると認める事業

### ●補助対象経費及び補助額

▽事業期間 1年以上

- ・店舗改修費：限度150万円（改装費の2分の1以内）  
内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費
- ・店舗賃借料：限度5万円×最大12か月  
店舗（来客者用駐車場を含む。）の賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費及びその他これらに類する費用を除く。）

▽事業期間 1年未満

- ・店舗賃借料：実費分10分の10を補助するものとし、上限20万円とする。
- ※経費については、1年以上と同様

申請方法等、詳しい内容については観光商工課にお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者向け 支援制度説明会の開催について

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により厳しい影響を受ける事業者の皆さんを支援するため、3月8日より申請受付が開始された「一時支援金」を始め、様々な支援策を講じています。つきましては、町内の事業者の皆さんにこれらの施策を効果的に御活用いただくため、標記の説明会を以下のとおり開催します。

- 日 時 4月19日（月）13：30～
- 場 所 文化福祉会館「まいん」 文化ホール
- 内 容

- ①緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金
  - ②事業再構築補助金
  - ③生産性革命推進事業（ものづくり補助金・持続化補助金・IT導入補助金）
  - ④その他
- 説明者：経済産業省 関東経済産業局 職員

### ●申込み

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、事前申込制とします。事前に観光商工課までご連絡ください。申込人数が多い場合は、日程等を調整する場合があります。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## 中小企業者経営改善支援事業補助金

町内における地域経済の活性化を図るため、社会情勢等の変化に応じた持続的な経営に向けた取組を行う方に対し、補助金を交付する制度です。

### ●対象者

町内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の要件を全て満たす方

- ・町税等を滞納していない方
- ・同一の事業に対して、町又は他の団体から別に補助金の交付を受けていない方

※ただし、次の要件に該当する場合は、対象外となります。

- ・公序良俗に反する事業を行う方
- ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的としている方

### ●対象事業

次のいずれかの事業に該当するもの

#### (1) 新商品開発・販路開拓事業

競争力の強化等を目的として、新市場への参入及び新規顧客の獲得に向けた販売方法の導入、商品の改良又は開発を行う事業

【活用例】新商品の開発のために、新たに機械装置等の導入をする場合など

#### (2) 人材不足対策事業

人材不足解決を目的として、IT等を活用した生産性向上（付加価値向上・業務効率化）に資する事業

【活用例】業務効率化のために、新たにITツールの導入をする場合など

#### (3) 新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、新しい生活様式の実践に向けて取り組む事業

【活用例】店舗の安心安全の向上のために、1万円以上（飛沫防止の亚克力板等については5千円以上）の備品を購入する場合など

### ●補助金の額等

【補助率】1/2又は2/3 【補助上限額】25万円又は50万円

対象経費等詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## 中小企業・小規模事業者のための「特別相談会」

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業として、大子町と茨城県よろず支援拠点が連携した合同の「特別相談会」を開催します。

相談費用は無料ですのでお気軽に御相談ください。

●日時 4月27日（火）13：00～17：00

●場所 役場会議室 ※個別に御案内します。

●定員 4社（要予約・先着順）

●内容 持続化補助金、雇用調整助成金などの国の支援策について  
経営相談全般について（売上拡大、経営改善、資金繰り等）

※クラウドファンディングやプレスリリース等の相談も受けています。

●申込み 4月19日（月）から4月23日（金）までに観光商工課へ電話でお申し込みください。

●その他 当日は、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症の対策に御協力ください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

## Dカフェ（認知症カフェ）開催

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。

認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日 時 4月25日（日）13：30～15：00（受付13：15～）
- 場 所 文化福社会館「まいん」 観光交流ホール  
※場所が変更となっておりますので御注意ください。
- テ ー マ 人権教室～新型コロナウイルス感染と人権～
- 講 師 水戸地方法務局常陸太田支局 人権擁護委員 猿田 勇 先生  
ビッグママあこ薬局 薬剤師・人権擁護委員 根田 里美 先生
- 参加費 200円 ※令和3年度から参加費を徴収します。
- 申込み 不 要
- 主 催 できあす太子（協賛：地域包括支援センター）
- その他 当日は感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。また、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、御了承ください。

問合せ 地域包括支援センター Tel 72-1175

## ひきこもり相談

茨城県ひきこもり相談支援センターでは、御家族のひきこもり問題で悩んでいる方を対象に、出張相談を行います。「外出をすることに不安を感じている」「動き出したいけど動けない」「何をどうすればいいかわからない」等の困りごとなど、まずは相談から始めてみませんか？

相談は無料ですので、お一人で悩まずお気軽に御連絡ください。

- 日 時 5月13日（木）13：00～16：00 ※相談1件50分です。
- 場 所 役場 2階小会議室
- 費 用 無 料
- 相談員 茨城県ひきこもり相談支援センター
- 対 象 茨城県内在住のひきこもり問題でお困りの御本人や御家族
- 申込み 予約制（申込締切 5月11日）

問合せ 茨城県ひきこもり相談支援センター Tel 0296-48-6631  
Email : info@ibahiki.org HP : <https://www.ibahiki.org>  
火～土曜日 9：00～18：00（休：日・月曜日、祝日）

## 物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽に御相談ください。

- 日 時 4月22日（木）  
13：00～16：00
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 場 所 保健センター 研修室
- 申込み 4月20日（火）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター  
Tel 72-1175

## 司法書士による無料法律相談会

相続、借金、不動産のトラブルなどを、くらしの法律家である司法書士に相談してみませんか。お気軽に御相談ください。

- 日 時 5月11日（火）  
9：30～11：30  
※1件当たり40分程度
- 場 所 役場会議室  
※個別に御案内します。
- 定 員 3人（要予約・先着順）
- 申込み 4月20日（火）から5月7日（金）までに観光商工課へお申し込みください。

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138

## 令和3年度集団健診 予約のお知らせ

新型コロナウイルスの感染対策の一つとして、令和3年度から健診・がん検診は、予約制（受付時間指定）になりました。受診する方は、全員予約が必要です。

※例年、集団健診の受診券が届いていた方も、予約が必要になりますので、御注意ください。

### ●健（検）診の受け方（予約方法）

▽ステップ① 予約します。

・Web予約サイト <https://kenko-link.org/>

・電話予約 TEL72-6611

※電話の場合、代行でWeb予約サイトに登録します。

※電話は混雑が予想されるため、可能な限りWeb予約をお願いします。

▽ステップ② 受診券が届きます。

▽ステップ③ 健（検）診を受診します。

▽ステップ④ 結果が届きます。



### ●6月実施の集団健診

実施日	対象地区	会場	Web予約期間	電話予約期間
6月13日（日）	上小川	上小川小学校（体育館）	4月1日（木） ～ 6月6日（日）	4月1日（木） ～ 各健診日の前日
6月14日（月）				
6月15日（火）	下小川	旧西金小学校（体育館）		
6月20日（日）	袋田	袋田小学校（体育館）		
6月21日（月）				
6月27日（日）	生瀬	生瀬コミュニティセンター		
6月28日（月）				

▽受付時間

8つに分かれます。予約の際に選んでください。

【午前】 ① 9:30～9:50 ② 10:00～10:20

③ 10:30～10:50 ④ 11:00～11:20

【午後】 ⑤ 13:00～13:20 ⑥ 13:30～13:50

⑦ 14:00～14:20 ⑧ 14:30～15:00

※以上の日程で受けられない方は、別地区で実施する健診を受診してください。

※依上、佐原、黒沢、宮川、池田、大子地区の方は、8～10月に健診を実施します。早めに受診したい方は、表の日程で予約をしてください。

▽受診方法

・40歳以上74歳以下で国民健康保険に加入している方

予約後、町から交付された受診券、保険証をお持ちください。

・40歳以上74歳以下で社会保険に加入している被扶養者の方

予約後、医療保険者（保険証発行先）発行の受診券、保険証をお持ちください。医療保険者によっては、健診実施場所の指定がありますので御注意ください。

・75歳以上の方及び65歳以上で後期高齢者広域連合に加入の方

予約後、町から交付された受診券、保険証をお持ちください。

・39歳以下の方及び生活保護世帯の方

予約後、町から交付された受診券、受給者証等をお持ちください。

・対象年齢は、令和3年3月31日が基準日です。高齢者健康診査の対象年齢は、75歳の誕生日を迎えた日が基準日です。

※町の助成を利用して人間ドックを受けた方及び医療機関で特定健診・高齢者健診を受けた方は、重複受診はできませんので御注意ください。重複受診をした場合には、健診料金を徴収します。

※社会保険で受診した方は、健診料金を徴収します。社会保険への切替時は、御注意ください。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

## 令和3年がん検診 予約のお知らせ

各種がん検診等の予約受付は、5月6日(木)からです。早めに連絡しても予約はできませんので、あらかじめ御了承ください。

### ●集団検診の種類 (集団健診と別日実施のがん検診等)

胃がん検診、腹部超音波検診、乳がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診

### ●Web予約サイトの受付期間

7月検診分	5月6日(木)～7月4日(日)
8月検診分	5月6日(木)～7月29日(木)
11月検診分	5月6日(木)～10月31日(日)
12月検診分	5月6日(木)～11月28日(日)

### ●電話の受付期間

5月6日(木)～各検診日の前日

※予約方法の詳細については、「令和3年度集団健診予約のお知らせ」の記事を御確認ください。

※各種がん検診日、受付時間の詳細は、3月発行の保存版「健診・がん検診のしおり」を御確認ください。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

## 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

令和3年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者の予防接種が4月から始まりました。対象者は、次の表のうち高齢者肺炎球菌ワクチンを一度も受けていない方です。

対象者には5月下旬頃に案内文を送付しますので、内容を確認し有効性とリスクについて理解した上で、希望する方は接種してください。早めに接種したい方は、お手数ですが健康増進課までお問い合わせください。

### ●令和3年度接種対象者

65歳となる方	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生
70歳となる方	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生
75歳となる方	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生
80歳となる方	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
85歳となる方	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
90歳となる方	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
95歳となる方	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
100歳となる方	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生
その他	接種日において60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障害を有する方

●接種期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

●その他 過去に高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成を受けたことがある方は、対象外です(転入者も同様です)。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

## 楽しいエクササイズ

楽しいエクササイズの参加者を募集します。

毎日の生活の中に運動を取り入れ、楽しく健康づくりができる教室です。

食事や健康の話があるほか、健康運動指導士から誰でも簡単に組み入れる運動が学べ、日々の生活習慣を見直すことができます。

開催日 (全て火曜日)	場 所	健康について学ぼう (14:00~14:20)	からだを動かそう (14:20 ~15:30)
4月13日	リフレッシュ センター	太子町の現状について	ストレッチ、ボールを使った運動など
4月20日		運動実施上の注意点	
5月18日		禁煙について	
5月25日		ウォーキング(有酸素運動)の効果	
6月1日		歯と口腔機能について	
6月22日		柔軟性運動(ストレッチ)の効果	
7月6日		熱中症予防	
7月20日		夏場の水分補給、運動の注意点	
8月3日		筋力トレーニングの効果	
8月24日	中央公民館 講堂	骨粗しょう症予防	
9月7日	リフレッシュ センター	循環器疾患予防について	
9月14日	中央公民館 講堂	認知症について	
9月28日	リフレッシュ センター	がん予防について	
10月5日		ロコモとは?	
11月9日		フレイルとは?	
11月16日		食事バランス	
12月7日		間食の適量	
12月14日	中央公民館 講堂	年末年始の過ごし方	
1月18日	リフレッシュ センター	カロリー削減のポイント	
1月25日	中央公民館 講堂	食事に含まれる 塩分・糖分・脂肪について	
2月8日		メタボリックシンドロームとは?	
2月22日		アレルギーと運動誘発性 アナフィラキシー	
3月8日		自殺対策予防について	
3月22日		ストレスケア、リラクゼーション	

各日とも受付時間は13:30~13:50です。毎回、運動前後・運動中に体調チェックを行います。※新型コロナウイルスの感染拡大状況により日程が変更になる可能性があります。

- 対象者 町内に住所を有し、主治医に運動を禁止されていない方  
※「ナイトエクササイズ」に参加している方は参加できません。
- 参加費 無 料
- 講師 一般財団法人日本健康財団 健康運動指導士
- 持ち物等 運動しやすい服装、室内用の運動靴(室外用の運動靴の底を拭いて使用可)、水分、タオル

※会場が中央公民館講堂の場合は、人数を40人に制限して行います。参加者の皆さんはマスクの着用、検温、手指消毒をお願いします。また、会場は換気などの感染症対策を行います。発熱等の症状があるときは無理をせず、お休みしましょう。安全に参加できるよう、御協力をお願いします。

申込み・問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

## ナイトエクササイズ～夜活で運動不足を解消しよう～

日中は忙しく運動の時間が取れないという方も、夜の時間を有効に使って、楽しく健康づくりができる教室です。運動不足解消に、健康づくりの第一歩に、ナイトエクササイズに参加してみましよう。

開催日 (全て火曜日)	健康について学ぼう (18:30～18:45)	からだを動かそう (18:45～20:00)
4月13日	大子町の現状について	ストレッチ、ボールを使った運動など
5月18日	ウォーキング(有酸素運動)の効果	
6月1日	熱中症予防、水分補給	
7月6日	運動の効果(ストレッチ、筋トレ、有酸素運動)	
8月3日	循環器疾患予防について	
9月7日	ウォーキング(有酸素運動)の効果	
10月5日	認知症について	
11月16日	食事バランス、間食の適量	
12月14日	フレイル、ロコモとは?	
1月18日	メタボリックシンドロームとは?	
2月22日	がん予防について	
3月8日	自殺対策、ストレスケア	

各日とも受付時間は18:00～18:20です。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により日程が変更になる可能性があります。

- 定員 先着20人 ※年間を通して参加できる方
- 対象者 町内に住所を有する20歳以上の方で、医師に運動を禁止されていない方  
※「楽しいエクササイズ」に参加している方は参加できません。
- 参加費 無料
- 講師 一般財団法人日本健康財団 健康運動指導士
- 持ち物等 運動しやすい服装、室内用の運動靴(室外用の運動靴の底を拭いて使用可)、水分、タオル、テキスト(初日にお渡しします。)
- 申込み 健康増進課へ電話でお申し込みください。定員になり次第、締め切ります。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

### 400ml 献血

- 受付日時 4月14日(水)  
10:00～11:45  
13:00～16:00
- 場 所 役場 旧売店前
- 対象者 男性:17～69歳※、女性:18～69歳※の体重50kg以上の健康な方  
※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます。
- 持ち物
  - ・献血手帳又は献血カード(お持ちの方)
  - ・本人確認ができるもの(運転免許証など)

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

### 結婚支援ボランティア

#### 「マリッジサポーター」募集

茨城県では、独身者の結婚を支援するため、地域における出会いの相談や仲介等の活動を行うボランティアとして、新規のマリッジサポーターを募集します。

結婚支援に関心のある方はお気軽にお問い合わせください。

- 応募期限 4月30日(金) 必着

問合せ・申込み

茨城県少子化対策課

TEL029-301-3261

## 生活自立相談窓口

仕事や生活などにお困りの方向けに、予約制の巡回相談を行っています。一人で抱え込まずにお気軽に御相談ください。専門の相談員と一緒に考え解決のお手伝いをします。

御家族や周りの方からの相談でも結構です。相談内容は、一切漏らしません。

- 日 時 4月28日(水)、5月26日(水)、6月23日(水)  
10:00~15:00
- 場 所 文化福祉会館「まいん」 1階 高齢者活動室
- 相談員 県北県民センター相談支援員
- 相談料 無 料
- 申込み 予約制ですので、相談日の前日までに、県北県民センター地域福祉室又は大子町役場福祉課にお申し込みください。随時相談を受け付けていますので、相談日に都合の悪い方は県北県民センター地域福祉室までお気軽に御連絡ください。

問合せ 県北県民センター地域福祉室 Tel 0294-80-3320  
大子町役場福祉課社会福祉担当 Tel 72-1117

## マイナンバーカード（個人番号カード）の申請受付について

町民課では、平日の午前8時30分から午後5時15分（水曜日は午後7時）まで、マイナンバーカードの申請サポート・交付、電子証明書の更新等を行っています。

また、平日来庁できない方を対象に、第2日曜日の午前9時から正午まで、平日と同様に申請サポート等の受付を行っています。

「申請の仕方がわからない」「写真を撮るのが面倒・・・」等の理由から顔写真入りのマイナンバーカードを作成していない皆さん！大子町に住民登録されている方を対象に職員が写真撮影を含む申請のサポートをします。

マイナンバーカードは、申請により無料（紛失等を除く。）で交付される本人確認とマイナンバーの確認が1枚でできる唯一のカードです。ぜひこの機会に作成してみませんか？

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。

### ●休日受付

▽日 時 4月11日(日) 9:00~12:00

▽場 所 町民課

### ●マイナンバーカードを初めて作成

▽申請時来庁方式

申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは後日、本人限定受取郵便で郵送されます。

(※) Aを2点又はAとBを各1点/通知カードを持参してください。

▽交付時来庁方式

申請と交付時に来庁してください。

申請時に(※) A又はBを1点持参してください。

### ●マイナンバーカード交付

(※) Aを1点又はBを2点/交付通知書(はがき)/通知カードを持参してください。

### ●電子証明書の更新

マイナンバーカードを持参してください。

本人確認書類(※)	
A	運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。)、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード、身体障害者手帳(顔写真付き) など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証(マル福)、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

問合せ 町民課町民担当 Tel 72-1112

## 大子佐原・町付・生瀬郵便局で住民票等の申請・交付ができます

地域に根ざした行政サービス及び住民の利便性の向上を目的に、町内3郵便局窓口で公的証明書交付等の役場窓口業務の一部事務を取り扱っています。

### ●取扱日時

平日9:00～17:00

※土日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業

### ●取扱業務

▽公的証明書の交付事務

- (1) 戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書
- (2) 戸籍の附票の写し（全部・一部）
- (3) 住民票の写し（除票を除く。）
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 軽自動車税納税証明書（継続検査用）

▽公的証明書以外の事務

- (1) 国民健康保険の負担限度額認定及び被保険者証等再交付申請書の受付
- (2) 後期高齢者医療制度の負担限度額認定及び被保険者証等再交付申請書の受付
- (3) 介護保険の要介護（要支援）認定更新、負担限度額認定、高額介護（予防）サービス費、被保険者証再交付申請書の受付
- (4) 児童手当消滅等申請書類の交付
- (5) 精神保健福祉手帳申請書の交付
- (6) 身体障害者手帳申請書の交付
- (7) 療育手帳申請書の交付
- (8) 医療福祉費制度申請書の受付

### ●その他

- ・郵便局窓口では、法律により代理人（委任状）による申請はできません。
- ・請求の際には、本人確認のできる証明書類が必要となる事務があります。  
※運転免許証等顔写真入りの証明書類以外は、2点必要になります。
- ・公的証明書以外の事務(5)～(7)に関しては、交付を受ける前に、福祉課社会福祉担当にお問い合わせください。

問合せ 町民課 TEL 7 2 - 1 1 1 2  
税務課 TEL 7 2 - 1 1 1 6  
福祉課 TEL 7 2 - 1 1 1 7

## 大子都市計画区域マスタープラン案の縦覧について

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」に係る都市計画の案について、次のとおり都市計画法の規定に基づき縦覧を行います。案に対し御意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

- 案の内容 都市計画区域マスタープランの変更
- 縦覧期間 5月17日（月）～5月31日（月） ※土日・祝日を除く。
- 縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課、大子町役場建設課
- 意見書の提出

縦覧場所に備付け又は茨城県都市計画課ホームページに掲載の様式に必要事項を記載し、持参又は郵送にて提出してください。 ※5月31日（月）必着

【提出先】茨城県知事 大井川 和彦（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）宛て  
（〒310-8555 水戸市笠原町978番6）

問合せ 茨城県土木部都市局都市計画課 TEL 0 2 9 - 3 0 1 - 4 5 9 2  
大子町役場建設課 TEL 7 2 - 2 6 1 1

## 図書館「プチ・ソフィア」

無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。  
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

### ●新しく入った本

#### ▽一般書

- 「オードリー・タン デジタルとAIの未来を語る」オードリー・タン著
- 「水戸維新 近代日本はかくして創られた」マイケル・ソントン著
- 「脳寿命を延ばす 認知症にならない18の方法」新井平伊著
- 「じみ弁でいいじゃないか！茶色いものは、ウマイもの。」しらいのりこ著
- 「英語独習法」今井むつみ著
- 「その扉をたたく音」瀬尾まいこ著
- 「いわいごと」畠中恵著

#### ▽児童書

- 「渋沢栄一 近代日本の経済を築いた情熱の人」芝田勝茂作
- 「あやとり大全集 改訂版」野口とも作
- 「まだまだ まだまだ」五味太郎作

ホームページで蔵書が検索できます (<http://www.lib-eye.net/daigo/>)。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123

## サツマイモ基腐病 発生注意

サツマイモ基腐（もとぐされ）病は、発生するとつるや葉が枯れ、土中のイモが腐る病気で、九州を中心に発生が拡大しています。現在のところ茨城県内での発生は確認されていませんが、発生すると防除が難しく、本県のサツマイモの生産に大きく影響します。

本病の発生地から、感染した種イモや苗を持ち込まないように、ご協力をお願いします。また、サツマイモを栽培する場合は健全な種イモを使用し、植付前には必ず苗の消毒をしましょう。

詳しくは、茨城県農業総合センター病害虫防除部のホームページを御確認ください。

問合せ 農林課 TEL 72-1128

## 大子郷土史の会 参加者募集

「大子郷土史の会」では、道標の拓本をとり、本づくりを進めています。昔の道、宿場や神社寺院などについても調べています。

一緒に調査する参加者を募集します。参加を希望する方は御連絡ください。

### ●調査日時

- 4月21日（水）・4月25日（日）
- 5月19日（水）・5月23日（日）
- 6月16日（水）・6月27日（日）
- 10:00～

### ●集合場所 中央公民館前

問合せ 「大子町郷土史研究会」事務局  
TEL 72-0101（金子<sup>あきら</sup>輝）

### 主な町施設の電話番号（市外局番 0295）

大子町役場	代表	72-1111	教育委員会事務局学校教育担当	79-0170
保健センター（健康増進課）		72-6611	学校給食センター	72-0649
消防本部		72-0119	中央公民館（生涯学習担当）	72-1148
水道課		72-2221	図書館プチ・ソフィア	72-6123
環境センター		72-3042	斎場	72-4000
衛生センター		72-3076	社会福祉協議会	72-2005

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税の猶予制度があります。町税の納税が困難な方は、税務課まで御相談ください。

### ●徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合（地方税法第15条）

▽ケース1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▽ケース2 御本人又は御家族が病気にかかった場合

納税者本人又は生計を同じにする御家族が病気にかかった場合

▽ケース3 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

▽ケース4 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

### ●申請による換価の猶予

上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合（地方税法第15条の6）

※eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）を御覧ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 7 2 - 1 1 1 6

## 新型コロナウイルス感染症の影響等により徴収猶予の特例を受けた方へ

### ●猶予の期限に御注意ください

現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限を確認し、期限までに納付するようお願いいたします。猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。納付が困難な方は、税務課までお早めに御相談ください。

### ●以下の注意点を御確認ください

- ・ 猶予期間の終了日は、先に送付している猶予許可通知書により御確認ください。
- ・ 猶予期間の終了日までに納付しない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- ・ 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認するため、資料の御提出等をお願いすることがあります。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 7 2 - 1 1 1 6

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税の納付方法について

大子町の町税は、スマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済、口座振替、eLTAX（エルタックス）を利用して納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ利用するようお願いします。

なお、大子町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からののお知らせ」から内容を確認することができます。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 7 2 - 1 1 1 6

## 令和3年度 町税等納期一覧表

月 別	税目等	期 別	納期限	備 考
4月	固定資産税	第1期	4月30日(金)	納税通知書は4月中旬にお送りします。
5月	軽自動車税	全 期	5月31日(月)	納税通知書は5月中旬にお送りします。
6月	町県民税	第1期	6月30日(水)	納税通知書は6月中旬にお送りします。
7月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第2期 第1期 第1期 第1期	8月2日(月)	国保・介護・後期高齢者医療保険料納税通知書は、7月中旬にお送りします。
8月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第2期 第2期 第2期 第2期	8月31日 (火)	
9月	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第3期 第3期 第3期	9月30日 (木)	
10月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第3期 第4期 第4期 第4期	11月1日 (月)	
11月	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第5期 第5期 第5期	11月30日 (火)	
12月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第3期 第6期 第6期 第6期	令和4年 1月4日(火)	
1月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第4期 第7期 第7期 第7期	令和4年 1月31日 (月)	
2月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第4期 第8期 第8期 第8期	令和4年 2月28日 (月)	
3月	通常納期のものではありません。			

- ・税金は、納期限内に納めましょう。
- ・納付には口座振替が便利です。口座振替は、各金融機関又は役場窓口にお申し込みください。
- ・コンビニエンスストアで納付できます(納期限内に限ります。)
- ・スマートフォンアプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)で納付することができます。  
※領収書は発行されません。PayBは令和3年4月から納付可能となりました。
- ・固定資産税はパソコンやスマートフォンを利用しクレジットカードで納付することができます。

問合せ 税務課 TEL72-1116